

# 自動車保管場所届出書（新規・変更）の記載例及び記載要領

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。

※ 数字とアルファベットははっきり区別して記入してください。  
 ゼロ オー ディー イー アイ ニゼット ブイユー  
 [0とO又はD、1とI、2とZ、VとU] などに注意してください。

【新規・変更】該当する届出に○印をつけてください。  
 ・新規：軽自動車の新車を購入する等、初めて届出をする場合  
 ・変更：既に届出をしている軽自動車や登録自動車の保管場所のみを変更する場合

【自動車の区分】登録・軽  
 いずれかに○印をつけてください。  
 ・軽：軽自動車  
 ・登録：軽自動車以外の登録自動車

【自動車の大きさ】  
 センチメートル単位で右に  
 詰めて記入してください。  
 (ミリ単位は切り捨てる)

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書 <b>新規・変更</b>			自動車の区分	登録 <b>軽</b>
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
<b>ホンダ</b>	<b>ET-80C</b>	<b>ET80C-101235</b>	長さ	3 3 5
			幅	1 4 2
			高さ	1 1 0
自動車の使用の本拠の位置	<b>横浜市中区海岸通2丁目4番1号</b>			
自動車の保管場所の位置	<b>横浜市中区海岸通1丁目28番1号 日本駐車場 No.2</b> (変更前)			
上記の事項について届出をします。				
申請書の提出日を記入。行政書士にご依頼頂ける場合は未記入。		〇〇年 〇〇月 〇〇日		
提出先は、保管場所を管轄する警察署です。		〒 ( 231-8403 )		
〇〇〇 警察署長 殿		住所 <b>横浜市中区海岸通2丁目4番1号</b>		
		知電話 <b>045-211-1212</b>		
届出者		氏名 <b>神奈川 太郎</b>		
使用権原	自己・ <b>他人</b> ・共有	連絡先	氏名	電話
			新規登録	前車
			代替番号等	現車
				<b>横浜000あ0000</b>
				<b>横浜111あ1111</b>

【使用の本拠の位置】  
 (個人の場合)  
 実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。  
 《通常、勤務先は個人の使用の本拠とはなりません。》  
 (法人の場合)  
 実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。  
 本社、営業所等の所在地です。  
 《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】  
 駐車場の所在地を住居表示又は地番表記で記入してください。  
 区画番号がある場合は記入してください。  
**※変更届出の場合は、()内に変更前の位置を記入してください。**

【届出者住所・氏名】  
 車検証上の使用者欄にあたる箇所です。  
 (個人の場合)  
 住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。  
 ※氏名にはフリガナをつけてください。  
 (法人の場合)  
 登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名・法人代表者の肩書き・氏名を併記してください。

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。  
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。  
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。  
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【使用権原】  
 申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。  
 ・自己単独所有→自己  
 ・他人所有→他人  
 ・申請者を含む複数人の共有→共有

【連絡先】  
 日中問い合わせ可能な連絡先。行政書士にご依頼頂ける場合は未記入。

【新規・代替】  
 ・新規又は追加で保管場所に保管する場合→新規  
 ・保管中の自動車と入替えし保管する場合→代替

【前車・現車】  
 (前車)  
 代替車両の登録番号又は車台番号を記入してください。  
 (現車)  
 申請に係る自動車に登録番号があれば記入してください。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前 )		
上記の事項について届出をします。				
年 月 日				
警察署長 殿		〒 ( )		
住所		電話		
届出者		氏名		

使用権原	自己・他人・共有
------	----------

連絡先	氏名
	電話

新規代替	登録番号等	前車	
		現車	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が所有者であり、又は所有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

